

# 平成29年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年1月27日（金）09時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室

3. 出席委員 10名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士

委 員	1番	大 津 雄 司
	3番	姫 野 康 二
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員 9番 江 藤 国 子

5. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ② 農地法第4条の規定による許可申請について
- ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑥ 農業振興地域整備計画の変更について

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第1回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし。

議 長  
異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号 1 番の天津雄司委員さんをお願いしたいと思います。  
よろしく、お願いします。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により  
挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。  
農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事と  
なっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第1号2号 2件)

議 長  
日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事  
務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。  
議案1号及び2号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満  
たしていると考えます。

議 長  
議案第1号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願  
いします。

6番 麻生俊之輔委員

はい、庄内町畑田の方ですが、先月の総会の時に議案が出たのですが、その残った畑  
を大分市の方が所有権移転したいということでございます。よろしくお願いします。

議 長  
質疑を受けます。  
(ありません。)  
それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手・多数により承認します。

議 長  
議案第2号につきましては、説明の方を議席番号4番 坂本成一委員さんよりお願  
いします。

4番 坂本成一委員

はい、2号議案を説明します。渡人の方は高齢で後継者がいない。農地を荒らすわけにはいかないの、隣接地の方に譲渡したいということで届け出がありました。受人の方も広く農業はしてないのですが、隣接しているということで引き受けたそうです。小規模ですが農業もしっかりやっています。審議をお願いします。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第3号 1件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案3号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第3号につきましては、説明の方を議席番号8番 安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

はい。議案番号3号について説明します。資料の1ページから4ページを見ていただきたいと思います。場所は、由布川小学校の裏です。3ページを見ていただけたら分かりますが、既に家を建てております。申請者の母親が亡くなり、名義変更をしておりましたら、建物の一部が農地に掛かっており、どうしようもないということで、分筆をした分です。別に問題はないと思います。審議をお願いします。

議長

質疑はございませんか。

(ありません)

それでは、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第4号 1件)

議長

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案4号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第4号につきましては、説明の方を事務局よりお願いします。

事務局

はい、資料が9ページになります。現在、申請地の奥に宅地がありまして、家が建っております。ただ、今回の震災でずいぶん痛んでおりまして、建替えをするということになりまして、本来であれば宅地に壊して建てるべきではあるのですが、手前にある申請地に新築を建てたいということで申請が上がってます。奥の宅地の利用がどうするかが問題になるのではないかとということで話をしておりますが、最終的には取り壊して更地にするようですけども、当面は倉庫的な用途で使用するとの事です。渡人と受人については親子です。

議長

質疑を受けます。

8番 安部義浩委員

はい。渡人と受人が親子とありましたが、地番が違うのですが。

事務局

世帯は違いますので、地番が異なってます。

議長

他にご意見はないですか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5号 1件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案5号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第5号につきましては、説明の方を議席番号4番 坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員

説明します。資料の5ページから7ページです。渡人の方は新規就農で、後背地をなくすため、いろいろな地域で請け負って農業をやってくれています。この土地は、渡人の方が、ここに住みたいということで取得した宅地に付随する土地なんですけども、以前の持ち主が永久減反で木を植えていたんですけど、それを片付けて畑に戻したのですが、この度転用したいということで申請がありました。よろしくお願いします。

議 長  
質疑はありませんか。

5番 高田英委員

はい。隣接地の宅地は家が建っているのですか。

4番 坂本成一委員

家は壊してまして、今は倉庫のみです。

議 長  
他にご質問はないでしょうか。  
(ありません)  
意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数により、許可相当と認めます。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案6号から12号 7件)

議 長  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案6号から12号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長  
議案6号から10号については利用権継続設定の案件ですので、一括で皆様から質疑を受けたいと思います。  
(ありません)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 11号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸付人の方は、議案6号にありますように、田は全て貸付をしているという状況で、既に農業経営をおこなっていない状態です。この田も以前より借受人の方が作っていたのですが、正式に契約しようということで、申請がありました。借受人の方は、経営面積も広く、しっかり農業をしているので、問題ないと考えます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案 12号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

場所は、牧野の一部です。現在も100,000㎡を牧野の中にそばを植えている状況で、既に3条の貸借で由布市と貸し借りをし、経営をしてきています。面積を広げたいということで、別の筆の一部の42,000㎡をそば畑にして借り受けたいという希望がありまして、貸し借りを基盤強化法ですることになりました。ここは牧野ですが、牧野組合も含めた協議ができます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

## ○日程 第6 「農業振興地域整備計画の変更について」

(箇所番号1から4 4件)

議長

日程 第6 農業振興地域整備計画の変更について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農業振興地域整備計画の変更について 議案朗読説明。

説明は農政課の担当よりおこないます。

農政課担当者

内容説明

議長

箇所番号1の除外について質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長  
箇所番号2の除外について質疑はありませんか。

5番 高田英委員  
9ページを見ると、悪質に感じるのですが、農政課は指導とかがしてなかったのでしょうか。

事務局  
農政課で指導した経緯はなかったのですが、農業委員会で指導しています。無許可で砂利敷きをしていたので、農地に戻させた。という経緯です。今回の状況は、もともと法面だった場所を、一部平らにし、小屋を建てているのですが、一年未満で現在の状況になってます。実際にこの状態にしたのは、借りる話をしていた業者なのですが、所有者との行き違いで、許可申請前に実施してしまった状況です。それこそ、若い人達が最近立ち上げた会社で、知らなかったというのが原因のようですが。二回目の業者に原形復帰命令を出してきた経緯もあるので、そのあたりを判断して欲しい。

議 長  
他にご質問はありませんか。  
(ありません。)  
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
(過半数未満)  
それでは、二度と無いように。という意見を付しての答申でどうでしょうか。  
(異議なし)  
二度と無いように。という意見を付して答申いたします。

議 長  
箇所番号3の除外について質疑はありませんか。  
(ありません。)  
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長  
箇所番号4の編入について質疑はありませんか。  
(ありません。)  
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。